

福島県行政手続条例改正案に対する御意見と県の考え方

箇所	御意見	県の考え方
(2)ウ	<p>アの申出があった場合は、『すみやかに』県の機関は～。</p>	<p>貴重な御意見をありがとうございました。</p>
(3)ウ	<p>アの申出があった場合は、『すみやかに』必要な調査を～。</p> <p>時間軸がわかりやすい文言を追加した方が良いと思うがどうか？</p>	<p>御意見を踏まえ条例案を決定しました。</p>